

令和6年度長崎県商店街人材ネットワーク構築等事業
モデル商店街応募要領

1. 事業目的

商店街活性化のモデル事例となる可能性のある商店街（※1）を選定し、当該商店街に対して県、地元市町、長崎県中小企業団体中央会が支援を行うことで、商店街の課題解決に向けたモデル事例の横展開及び商店街人材や若者等の外部人材によるネットワーク構築を図ることを目的とする。

2. 事業概要

モデル商店街として2団体を選考し当該商店街において、長崎県中小企業団体中央会が商店街活性化の手法を学ぶケーススタディ（※2）等を実施する。また、本ケーススタディ及びモデル商店街の商店街活動に、県内全域から商店街活性化に意欲ある人材の参画を図る。

3. 応募資格

商店街のうち、次の（1）から（6）のすべてに該当すること。

- （1）長崎県内に拠点を有すること。
- （2）本事業に主体的に取り組むことができる代表者および活動の中心人物を有すること。
- （3）本事業の参加に当たり、地元市町が本事業への参加（必須）や実施経費の一部負担等の商店街支援について意欲があること。
- （4）本事業実施に当たり、ケーススタディ等に参画する他商店街の人材等と連携のうえ、商店街活性化に取り組む意欲があること。
- （5）事業実施期間中および事業終了後も長崎県中小企業団体中央会、県等からの状況確認等に協力すること。（原則として、モデル商店街決定後の辞退は不可とする。）
- （6）商店街中心部での通行量調査など本事業の実施効果を検証できること。（例年、通行量調査を実施している場合には、改めて通行量調査を行うことは不要。）

4. 応募方法

応募を希望する場合はまず長崎県産業労働部経営支援課（095-895-2650）に電話をすること。その後、県から市町の担当課に本事業への参加意思を確認する。

市町から参加意思の確認が取れた場合は、県から商店街へモデル商店街募集エントリーシート（別添様式）の提出を指示する。

- （1）提出期限：令和6年4月22日（月曜日）必着
- （2）提出方法：応募書類を添付の上、電子メールにより提出
- （3）提出先：keishi_hojyo@pref.nagasaki.lg.jp
- （4）留意事項：
 - ①応募書類については審査にあたり選考委員（学識経験者や専門家等）に配布します。
 - ②提出された応募書類等は一切返却いたしません。
 - ③申込に係る連絡先等の個人情報適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。
 - ④応募に要する経費はすべて申請者の負担とします。

5. 選考方法

次のとおり選考委員会を実施して決定する。

- (1) 日時：令和6年4月25日（木曜日）
- (2) 場所：長崎県庁3階305会議室
- (3) 時間：10時～17時の間で約30分程度（詳細は別途連絡）
※対面またはオンラインで実施

(4) 評価項目について

評価項目	モデル商店街選考にかかる評価内容
①意欲	本事業に対し <u>能動的に取り組む意欲</u> が感じられるか。また、既存の商店街組織の枠組みに捉われず、 <u>他エリアや商店街の外部人材等とも積極的に連携する姿勢</u> があるか。
②人材・組織	商店街を今後牽引していくリーダーなど、 <u>事業終了後においても商店街活動に主体的に取り組む人材</u> がいるか。また、ケーススタディの場としての受入など、 <u>事業開始後の動き出しがスムーズに実施できると期待されるか。</u>
③商店街の魅力やモデルとなる可能性	長崎県内の他商店街の <u>模範、目標とされる商店街</u> となり、 <u>応用可能な成功モデル</u> となり得るか。また、 <u>地域経済に波及効果を与える可能性</u> があるか。

6. 問い合わせ

担当部署：長崎県 産業労働部 経営支援課 団体・商業振興担当

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁5階

電話番号：095-895-2650

メール：keishi_hojyo@pref.nagasaki.lg.jp

7. スケジュール等（参考）

実施スケジュールについては以下のとおりとする。なお、スケジュールや実施内容については、暫定案であり適宜変更するものとする。

日程	内容
令和6年4月22日	エントリーシート提出〆切
令和6年4月25日	モデル商店街選考委員会開催 (詳細は5. 選考方法 に記載)
令和6年4月26日	モデル商店街決定(予定)
令和6年4月下旬から 令和6年6月初旬まで	長崎県中小企業団体中央会等との打ち合わせ (商店街の現状ヒアリング、ケーススタディ等の実施メニュー検討等)
令和6年6月中旬から 令和6年7月中旬まで	モデル商店街に参画する他商店街人材等の募集及び選考
令和6年8月初旬から 令和7年2月初旬まで	モデル商店街を舞台にしたケーススタディの実施、計画実践支援
令和7年2月中旬ごろ	事業報告会開催、事業終了

(※1)

「商店街」とは、以下のいずれかを満たすものとする。

- ① 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
- ② 長崎県まちなか活性化推進ガイドライン（平成19年11月策定）の基準に基づいて設定された「まちなか」及び「準まちなか」地域内に存在する任意の商店街組織
- ③ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
- ④ 県が実施する直近の商店街基礎調査において、調査対象商店街に該当し、調査票の提出があった商店街組織（市町及び商工会議所、商工会等が商店街組織として認める場合を含む。）

(※2)

商店街活性化の手法を学ぶセミナーやワークショップ等を想定。受講者間のネットワーク構築や、モデル商店街の活性化計画策定や実践のアイデア創出に寄与するコンテンツとなるよう、モデル商店街のニーズも踏まえた実施内容を検討する。